

2020年度まちなか再生強化事業
マニュアル作成の業務委託先 応募要領

【応募期間】

2020年9月11日（金）～9月18日（金）17時必着

【申込書送付先】

<郵送等の場合>

日本商工会議所 地域振興部

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-2

丸の内二重橋ビル4階

※発送後、03-3283-7862 に送付した旨ご連絡ください。

<電子メールの場合>

「chiiki@jcci.or.jp」宛

※件名(題名)を必ず「まちなか再生強化事業 応募申請書」としてください。

2020年9月

日本商工会議所

目次

1. 事業の目的.....	1
2. 委託業務の内容.....	1
3. 応募要件.....	2
4. 企画選考における審査基準.....	2
5. 選考結果の通知.....	3
6. 契約条件.....	3
7. 企画提案書の提出.....	3
8. 問い合わせ先.....	4

◆様式

(様式1) 応募申請書

(様式2) 暴力団排除に関する誓約書

1. 事業の目的

日本商工会議所(以下「日商」という)では、国土交通省「令和2年官民連携都市再生推進事業」の補助金を活用し、①マニュアル作成、②デザインキャンプの実施、③シンポジウムの開催により、まちづくりに取り組む人材育成や、ローカルファーストの精神を取入れた地域まちづくりビジョンの策定を促し、民間主導のまちづくり活動を創出する地域循環の構築を目指す「2020年度まちなか再生強化事業」を実施いたします。

今般公募する①マニュアル作成では、「地域の特徴の見える化」を図るためのRESAS等のデータ活用方法と、効果的なまちづくりビジョン・計画づくり等の作成に向けて地域の多様な主体と協働するための手法等について、具体事例を交えて解説することを目的とします。同マニュアルは、②デザインキャンプや、③シンポジウムで利用するとともに、日商HP等で広く公表し、各地域においてデータ活用や、「まちなか再生」のためのベース資料として広くご活用いただく予定です。

2. 委託業務の内容

(1) 作成物の概要

①マニュアル

形式はデータ(A4縦・横書き、Word等)で、ページ数は48ページ以上

②プレゼン用資料

上記マニュアルの内容に基づいた、データ形式(パワーポイント)の資料(主に、上記②デザインキャンプで使用予定)

(2) マニュアルの内容

マニュアルの読者は各地商工会議所をはじめとするまちづくり関係者を想定し、内容は以下を満たすものとします。

- ①「民間主導のまちづくり」の観点から、ローカルファーストの精神を取入れたまちづくりビジョン、都市再生整備計画、経営発達支援計画等の作成に関する解説
- ②「地域の特徴の見える化」のためのデータ活用の必要性和、RESAS等による実際のデータ活用方法について解説
- ③地域の多様な主体と協働する方法や、効果的な討議、検討手法の説明
- ④上記内容を分かりやすく伝える先進商工会議所事例等の紹介

(3) 納品

- ①書面および電子ファイルを保存した電子媒体(CD-R等)で納入すること、ただしマニュアル、プレゼン用資料ともに、編集可能なデータ形式と共に納入すること
- ②プレゼン用資料(上記②デザインキャンプで使用)は、初版を10月末日までに納入し、マニュアル、プレゼン用資料は、ともに、②デザインキャンプの内容等を反映させた最終版を契約期限までに納入すること。

(4) その他

- ①受託者決定から契約締結の間に日商と契約内容を詳細に協議すること。
- ②契約締結後直ちに全体実施計画(スケジュール表を含む。)を提出すること。スケジュールは、日商と常時進捗状況を確認し合うこととし、必要に応じて修正を行う。
- ③その他マニュアル作成にあたって必要な業務を行うこと。

3. 応募要件

受託を希望する企業等（提案者）は、次の要件を備えている必要があります。必要条件を満たさない企画書は無効とします。また、同一の事業について、国（独立行政法人等を含む。）が助成する他の制度（補助金、委託費等）の交付を重ねて受けることはできません。

- (1) 日本に拠点を有していること
- (2) 企業、民間団体等、本事業に関する委託契約を日商との間で直接締結等できる団体であること
- (3) 地域のおかれている現状、本事業の趣旨をよく理解していること
- (4) 当該業務委託に関する事業目標の達成、計画の遂行および事業の継続的な実施に必要な組織、人員、設備および施設を有していること
- (5) 当該委託業務を円滑に遂行するための経営基盤を持ち、資金、設備等について十分な管理能力を有していること
- (6) 日商が委託するうえで必要とする措置を適切に遂行できる体制を持っていること
- (7) 一つの提案者が複数の提案を行ったり、複数の共同提案に参加しないこと
- (8) 日商から提示された委託契約書に合意すること
- (9) 次の①から④のいずれにも該当しない者であること

①法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

②役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

③役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

④役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

4. 企画選考における審査基準

採択にあたっては、書類審査により、以下の基準にもとづいて総合的な評価を行います。応募書類受付後、必要に応じて事業企画のプレゼンテーションを含めたヒアリングを実施する場合があります。また、審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求める場合があります。

- (1) 企画提案書の内容が次の各号に適合しているか。
 - ①事業の内容が日商の意図と合致していること
 - ②事業の内容等が優れていること
 - ③事業の経済性が優れていること
 - ④事業の手法およびスケジュールが明確に示されていること
- (2) 提案者に当該委託事業を行う体制が整っているか。事業を行う能力、実績等が優れているか。

※当該委託事業を担う責任者および担当者に統計調査に関するノウハウや知見、マネジメント経験があれば、保有資格（統計調査士、専門社会調査士など）や案件数・年数も明記ください。

- (3) 提案者の経営基盤が確立しているかどうか。
- (4) 委託事業管理上、日商の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有しているかどうか。

5. 選考結果の通知

選考結果は、企画提案書の提出者宛に書面にて通知します。

6. 契約条件

- (1) 契約形態
委託契約とする。
- (2) 採択件数
1件とする。
- (3) 予算規模
550万円（消費税込）を上限とする。
- (4) 実施期間
契約締結日から2021年3月12日（金）とする。
- (5) 費用の支払い
事業に要した経費は、原則として、事業終了後の確定検査を経た後、精算払いとなります。なお、予算執行上、全ての支出には領収書等の証明書類が必要です。さらに、支出額、支出内容が適切であるかどうか厳格に審査いたします。これを満たさない場合は、当該委託費の支払いができない場合があります。
- (6) 立案上の留意点
企画の立案にあたっては、本事業の趣旨を理解したうえで、「2. 委託業務の内容」について、具体的な企画内容を明示してください。また、見積書（明細含む）は、事業の項目毎に予算額等を積算してください。

7. 企画提案書の提出

- (1) 提出書類等
 - ①郵送等の場合には、以下の書類を一つの封筒に入れてください。封筒の宛名面には、「まちなか再生強化事業 応募申請書」と記載してください。
また、電子メールの場合には、以下の書類を「chiiki@jcci.or.jp」宛に送付してください（PDFファイル）。その際、メールの件名（題名）を必ず「まちなか再生強化事業 応募申請書」としてください。
 - (ア)（様式1）応募申請書
 - (イ)（様式2）暴力団排除に関する誓約書
 - (ウ) 法人組織概要（パンフレット等）
 - (エ) 企画提案書
 - ・様式は任意
 - ・サイズはA4判、左綴じ

- ・採択した際、企画提案書を電子媒体〔ファイル形式(word、pdf 等)は任意〕で提出していただく場合があります
- ・提案書内に次の①～⑥を盛り込んでください
 - ① 業務実績および担当者（主たる者）の実績
 - ② 業務実施体制
 - ③ 業務フロー
 - ④ 工程計画
 - ⑤ 「2. 委託業務の内容」に対する提案（3 ページ程度）
 - ⑥ 見積書

（オ）提案者となる企業の過去3年分の財務諸表

- ②提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。
なお、応募書類は返却しません。
- ③応募書類等の作成費・郵送費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。
- ④企画提案書に記載する内容については、今後の実施するうえでの基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ明示してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。
- ⑤1申請者につき、1つの提案としてください。
- ⑥部分提案は禁止します。また、提出後の変更は認めません。

（2）応募書類の提出期限

2020年9月18日（金）17：00 必着

（3）応募書類の提出先

応募書類は、郵送か電子メール（PDFファイル）により以下に提出してください。

<郵送等の場合>

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-2 丸の内二重橋ビル4階

日本商工会議所 地域振興部 宛

※発送後、03-3283-7862 に送付した旨ご連絡ください。

<電子メール（PDFファイル）の場合>

「chiiki@jcci.or.jp」宛

※件名（題名）を必ず「まちなか再生強化事業 応募申請書」としてください。

※持参およびFAXによる提出は受付しません。資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、本応募要領をよく読み、書類を作成してください。

8. 問い合わせ先

日本商工会議所 地域振興部（担当：加藤、浅見、幸村）

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-2 丸の内二重橋ビル4階

TEL：03-3283-7874 FAX：03-3211-4859 E-mail：chiiki@jcci.or.jp

受付時間 9：30～12：00 13：00～17：30（土日・祝日を除く）

※E-mailでのお問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「まちなか再生強化事業に係る公募について」としてください。他の件名（題名）では、お問い合わせに回答出来ない場合があります。

(様式1)

年 月 日

日本商工会議所 御中

2020年度まちなか再生強化事業
マニュアル作成の業務委託先 応募申請書

申請者	企業名			
	代表者役職・氏名		社印	
	所在地	〒		
	資本金		従業員数	
	主要業務			
連絡担当窓口	氏名 (ふりがな)			
	所属 (部署名)			
	役職			
	電話番号 (代表・直通)			
	FAX番号			
	E-mail			

(様式2)

年 月 日

日本商工会議所
会頭 三村 明夫 様

会社名
住所 (郵便番号、本社所在地)
氏名 (名称、代表者の役職及び氏名) 印

暴力団排除に関する誓約書

2020年度まちなか再生強化事業「マニュアル作成業務」に取り組むにあたり、下記の「交付を受ける者として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

交付を受ける者として不適当な者

- (1) 法人等 (個人、法人又は団体をいう。) が、暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) であるとき又は法人等の役員等 (個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所 (常時契約を締結する事務所をいう。) の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。) が、暴力団員 (同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

提出書類チェックリスト

	提出物	提出部数
(ア)	(様式1) 応募申請書	1部
(イ)	(様式2) 暴力団排除に関する誓約書	1部
(ウ)	法人組織概要 (パンフレット等)	1部
(エ)	企画提案書 (自由書式) ※①業務実績および担当者 (主たる者) の実績、②業務実施体制、 ③業務フロー、④工程計画、⑤「2. 事業の内容」に対する提案 (3ページ程度)、⑥見積書 を含むこと	1部
(オ)	過去3年分の財務諸表	1部